

## 対象野菜

対象野菜は、下表のとおり国や県が定めたものです。全国的に生産量及び消費量が多く、国民生活からみて重要なもので、生産出荷の安定を図ることが特に望ましい野菜としての「指定野菜」と、これに準ずる野菜としての「特定野菜」があります。

区分		対象となる野菜の種類	摘用
指定野菜	重要	キャベツ(春、夏秋、冬)、だいこん(秋冬)、たまねぎ、はくさい(秋冬)	野菜生産出荷安定法施行令第1条に定める野菜(14種類30種別)
	調整	だいこん(春、夏)、にんじん(春夏、秋、冬)、はくさい(春、夏)、レタス(春、夏秋、冬)	
	一般指定	きゅうり(夏秋、冬春)、さといも(秋冬)、トマト(夏秋、冬春)、なす(夏秋、冬春)、ねぎ(春、夏、秋冬)、ばれいしょ、ピーマン(夏秋、冬春)、ほうれんそう	
特定野菜	アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふぎ、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン(温室メロンを除く)、やまのいも、れんこん	野菜生産出荷安定法施行規則第8条に定める野菜(29種類)	

- (注) 1 太文字の野菜は、平成29年度現在、本県の生産者がこの制度に加入しているものです。  
 2 対象野菜は、一定の規格に適合するものでなければなりません。